
QA8-23 食品のモニタリング検査とは、どのようなものですか。

A

- ① 基準値を超える食品が、市場に出回らないために行われる検査です。
- ② 国が定めた考え方に基づいて、各都道府県で行われます。
- ③ 過去の検査で放射性セシウムの濃度が高かった食品（きのこや山菜や野生鳥獣肉など）や飼料（えさ）に含まれる放射性セシウムの影響を受けやすい食品（乳、牛肉）や水産物などが、検査対象になっています。
- ④ 各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が取りまとめ、全て公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 83 ページ「規準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限」

（解説）

（参考資料）

下記は、厚生労働省が公表した食品中の放射性物質の検査結果に基づき、検査結果の検索を可能としたサイトです。

・食品中の放射性物質検査データ（国立保健医療科学院）

<http://www.radioactivity-db.info>

出典：①消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第10版）、②原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」より作成

出典の公開日：①平成28年3月15日、②平成27年3月20日

本資料への収録日：平成29年3月31日